

事件名	幼児用椅子事件
判決日・事件番号	知財高判平成 27・4・14（平成 26（ネ）10063）
出典	最高裁HP
事案の概要	被控訴人（第 1 審被告）の製造等する被控訴人（第 1 審原告）製品（幼児用椅子）が、控訴人オプスヴィック社の著作権及び控訴人ストッケ社の同著作権についての独占的利用権を侵害するなどとして（このほか不正競争防止法 2 条 1 項 1 号又は 2 号などの主張もある。）、控訴人らが被控訴人に対し、被控訴人製品の製造等の差止め、廃棄及び損害賠償等を求めた事案。
請求の結論	控訴棄却
関係条文	著 2 条 2 項／著 10 条 1 項 4 号／著 21 条／著 26 条の 2／著 27 条／著 28 条／著 112 条 1 項／著 112 条 2 項／著 114 条 2 項／民 709 条
著作物の種別	美術の著作物
原告著作物	幼児用椅子
著作物性	認容
被告行為	被控訴人製品 1 ないし 4 を、それぞれ、平成 23 年 1 月以後、平成 24 年 5 月以後、平成 18 年 2 月以後及び平成 22 年 8 月以後製造販売し（被控訴人製品 1 は、平成 25 年 2 月に製造を終了した。）、被控訴人製品 5 及び 6 を、現在製造、販売する行為。
権利の種類	複製権、翻案権、譲渡権、二次的著作物の譲渡権
主な争点	1. 被控訴人製品の著作物性の有無 2. 著作権又は独占的利用権の侵害の有無
判旨	<p>1. 「応用美術は、装身具等実用品自体であるもの、家具に施された彫刻等実用品と結合されたもの、染色図案等実用品の模様として利用されることを目的とするものなど様々であり・・・、表現態様も多様であるから、応用美術に一律に適用すべきものとして、高い創作性の有無の判断基準を設定することは相当とはいえず、個別具体的に、作成者の個性が発揮されているか否かを検討すべきである。」</p> <p>「控訴人ら主張に係る控訴人製品の形態的特徴は、①「左右一対の部材 A」の 2 本脚であり、かつ、「部材 A の内側」に形成された「溝に沿って部材 G（座面）及び部材 F（足置き台）」の両方を「はめ込んで固定し」ている点、②「部材 A」が、「部材 B」前方の斜めに切断された端面でのみ結合されて直接床面に接している点及び両部材が約 66 度の鋭い角度を成している点において、作成者である控訴人オプスヴィック社代表者の個性が発揮されており、「創作的」な表現というべきである。</p> <p>したがって、控訴人製品は、前記の点において著作物性が認められ、「美術</p>

	<p>の著作物」に該当する。」</p> <p>「(被控訴人の主張に対して) 前述したとおり、応用美術には様々なものがあり、表現態様も多様であるから、明文の規定なく、応用美術に一律に適用すべきものとして、「美的」という観点からの高い創作性の判断基準を設定することは、相当とはいえない。・・・応用美術につき、意匠法によって保護され得ることを根拠として、著作物としての認定を格別厳格にすべき合理的理由は、見出し難いというべきである。」</p> <p>2.「控訴人製品は、控訴人ら主張に係る控訴人製品の形態的特徴につき、①「左右一対の部材A」の2本脚であり、かつ、②「部材Aの内側」に形成された「溝に沿って部材G(座面)及び部材F(足置き台)」の両方を「はめ込んで固定し」ている点に著作物性が認められるところ、被控訴人製品は、いずれも4本脚であるから、上記①の点に関して、控訴人製品と相違することは明らかといえる。・・・脚部の本数に係る前記相違は、椅子の基本的構造に関わる大きな相違といえ、その余の点に係る共通点を凌駕するものというべきである。</p> <p>以上によれば、被控訴人製品は、控訴人製品の著作物性が認められる部分と類似しているとはいえない。」</p> <p>「したがって、被控訴人による被控訴人製品の製造、販売は、控訴人オプスヴィック社の著作権及び控訴人ストッケ社の独占的利用権のいずれも、侵害するものとはいえない。」</p>
<p>特記事項</p>	<p>原審東京地判平成26・4・17(平成25(ワ)8040)では、「原告製品は工業的に大量に生産され、幼児用の椅子として実用に供されるものであるから(弁論の全趣旨)、そのデザインはいわゆる応用美術の範囲に属するものである。そうすると、原告製品のデザインが思想又は感情を創作的に表現した著作物(著作権法2条1項1号)といえるためには、著作権法による保護と意匠法による保護との適切な調和を図る見地から、実用的な機能を離れて見た場合にそれが美的鑑賞の対象となり得るような美的創作性を備えていることを要すると解するのが相当である。」と判示したうえ、原告製品の著作物性を否定していた。</p>
<p>作成者コメント</p>	<p>応用美術の著作物性について、裁判例において従来採用されてきたものと異なる判断手法のもと、幼児用椅子の著作物性を肯定した点が注目される。</p>
<p>作成者</p>	<p>石神恒太郎</p>
<p>作成日</p>	<p>平成27年8月23日</p>